

公示送達書

下記の者に係る書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。この書類は町長が保管していますので、該当者は交付の請求をしてください。
なお、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、下記書類の送達があったものとみなされます。

白子町告示第103号
令和 8年 8月28日

千葉県長生郡白子町長 緑川 輝男



令和 8 年度町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書
送 達 を 受 け る べ き 者 の 住 所（所在地）、氏 名（名 称）

HUBAHIB REMY BENITEZ

KAHADAWA RALALAGE CHAMARA
CHANNA SISIRA KUMARA